

## 平成30年度短期派遣留学候補者募集要項

- 目的** 本学と大学間交流協定を締結している海外の大学へ本学の学生を1年以内の短期留学のために派遣することを目的とする。
- 派遣先大学** 英語圏、中国語圏、韓国語圏及び欧州諸言語圏等の本学大学間交流協定校
- 派遣時期** 平成30年秋（8～9月）又は平成31年春（1～2月）※各大学の学年暦によって異なる
- 派遣期間** 1学期または1年
- 応募資格**
- (1) 平成29年4月1日現在本学の正規課程に在籍する学部生又は大学院生。  
ただし大学院生の受入れの有無は各大学による。
  - (2) ①英語圏、欧州諸言語圏留学の場合  
原則として、IELTS®の得点が5.0点程度を応募時に取得している者。  
学内応募時点で上記に満たない者は、留学前の指定する期限までに満たすことを条件として応募を認める。ただし、協定校への推薦にあたっては、最終的に協定校の語学力条件を満たすことが必要である。
  - ②その他の場合  
当該言語（例えば中国語）の公的検定試験の成績証、又は言語能力が判断できる資料「外国語科目担当教員による推薦状（様式3）」を提出のこと。
  - (3) 本学における学業成績が良好である者  
（協定校の成績条件がある場合は、その条件を満たす者）
  - (4) 留学目的が明確で自立心のある者。
  - (5) 異文化での勉学に高い関心があり、心身共に健康な者。
- 応募方法** 下記の書類を平成29年11月2日（木）17時までに各キャンパスの提出先に持参又は郵送により提出すること（期限厳守）。
- (1) 平成30年度山形大学短期派遣留学申込書（様式1）
  - (2) 志望理由書（A4版1枚、1200字程度）  
日英両語で作成すること。ただし、英語圏以外への留学希望者については日本語と当該言語にて提出することもできる。
  - (3) 所属学部・研究科からの推薦書（様式2）  
（応募時は和文。英語圏への派遣候補者として選抜された者は、派遣先大学への申請時に英文も必要。）
  - (4) TOEICの成績（直近のもの）
  - (5) IELTS®等公的な外国語能力試験の成績（受験後2年以内のもの）。  
又は、外国語科目担当教員による推薦状（様式3）
  - (6) 成績確認表

※「推薦者」について

推薦書（様式2）と推薦状（様式3）の推薦者は同一人物であってはならない。

<書類提出先>

◎小白川：学生課留学支援担当	〒990-8560 山形市小白川町1-4-12
◎飯田：学務課大学院担当	〒990-9585 山形市飯田西2-2-2
◎米沢：工学部学生支援担当	〒992-8510 米沢市城南4-3-16
◎鶴岡：農学部学務担当	〒997-8555 鶴岡市若葉町1-23

**費用** 大学間交流協定に基づき、原則として留学期間中は派遣先大学での授業料は納入する必要はなく、本学の授業料を引き続き納入する。ただし、授業料以外の語学研修費、プログラム諸経費、往復渡航費、留学中の住居費・食費・交通費・休暇中の生活費・保険料・ビザ申請料など個人的な費用は自己負担となる。

**保険** 往路・復路の渡航を含む留学全期間をカバーする海外旅行傷害保険に必ず加入すること。ただし、派遣先大学が斡旋する保険への加入が義務付けられている場合は、補償範囲が異なることから両方に加入することが望ましい。

**留学支援金** 山形大学校友会より留学支援金（一時金）を支給予定（金額未定）。

**単位認定** 制度有り。渡航前に予め派遣先大学が開講している希望履修科目を HP 等で選択し、所属学部の指導教員より承認を得た上で、履修すること。その上で帰国後所属学部が卒業単位の一部として認定する。詳細については所属学部にて確認のこと。

**在籍** 派遣留学期間中も山形大学に在籍する。

**候補者の選考** 書類選考と面接により学内選考を行い、派遣留学候補者を決定する。留学希望大学での審査後、最終的な派遣留学生在が決定となる。

**選考日程** 以下の日程で行う。

<input type="checkbox"/> 申込	平成 29 年 10 月 12 日（木）～11 月 2 日（木）
<input type="checkbox"/> 書類選考・面接（語学面接を含む）	平成 29 年 11 月 13 日（月）～ 1 月 19 日（金）
<input type="checkbox"/> 候補者発表	平成 30 年 2 月上旬
<input type="checkbox"/> 派遣学生の決定	平成 30 年 3 月～6 月（派遣先大学による）

**その他** (1) 本学の派遣候補者として選考された者であっても、次の場合は派遣できないことがある。

- ① 留学前の指定する期限までに派遣先大学の語学力条件・成績条件を満たしていないとき
- ② 派遣先大学の入学許可が得られなかったとき
- ③ 派遣先大学の募集人数が減ったとき
- ④ 健康を害したとき
- ⑤ 派遣先大学より、派遣先国の災害や情勢が不安定と診断されたとき
- ⑥ その他、留学が適当でないと認められるとき

(2) 「山形大学短期派遣留学申込書（様式 1）」には、留学希望大学を第三希望まで記入できるが、最終的に申請することができるのは一つの大学に限られる。

各大学における受入基準（語学能力、学業成績等）に注意し、第二希望以下の留学希望大学については、第一希望留学先の申請時期も考慮し決定することが望ましい。

※例1：第一希望・A大学（留学申請締切 3/10）

第二希望・B大学（留学申請締切 3/1）

学内選考（2月上旬予定）の結果、A大学への推薦が不可、第二希望のB大学へ推薦されることになった場合、B大学への留学申請締め切りまで期間が短く、申請書類の準備等に影響が出て、結局B大学へも申請できない場合が考えられる。

※例2：第一希望・C大学（受入基準：IELTS®6.0 かつ GPA 3.2 以上）

自己のIELTS® スコア 6.5、GPA が 3.0。

GPA が派遣先大学の受入基準を満たしていないため、学内選考では不可となる。

ただし、第二希望に基準を満たす大学を挙げていれば、留学できる可能性がある。

（C大学のみを希望する場合は別として、自己の語学力・成績を把握し、各大学の受入基準に注意して選択すれば、留学の可能性が広がる）

(3) 大学によっては、IELTS®等の語学試験のスコアや学業成績に最低基準を設定している場合があり、本学の派遣候補者として選考された場合であっても、派遣先大学の受入基準を満たしていない場合は派遣できないため、各自協定校のホームページ等においても確認すること。

特に、米国と欧州の大学は、入学許可の条件として最低でもIELTS® 6.0 以上を求める大学が多いので、注意すること。

また、英国の大学は、入学許可の条件にIELTS®のスコア（6.0 以上）を指定しているため、注意すること。

(4) 派遣候補者として選抜された者については、協定校への申請時に成績証明書が必要となるため、その際は各自で準備し提出すること。協定校によっては英文の成績証明書が必要となるが、発行に約2週間を要するため、早めに所属学部担当へ依頼し準備すること。

(5) 渡航手続、派遣先大学における入学手続及び海外保険加入手続は、本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となる。

(6) 派遣先大学における専攻や履修科目等は、原則として本学の指導及び本人の希望によるが、派遣先大学の判断によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限らないため、可能な限り事前に確認し派遣先大学の指示に従うこと。

【問い合わせ先】

山形大学小白川キャンパス事務部学生課留学支援担当

TEL：023-628-4119

E-mail：kmryug@jm.kj.yamagata-u.ac.jp